

高花平こども園 重要事項説明書

当園での幼児教育・保育の提供にあたり、説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人久間田福祉会
代表者氏名	理事長 澤田 昌志
所在地	三重県鈴鹿市下大久保町字丸岡 481 番地 5
電話番号	059-374-1952

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園						
施設の名称	高花平こども園						
施設の所在地	三重県四日市市高花平二丁目 1-53						
連絡先	電話番号 059-321-0526 FAX 番号 059-322-3352						
管理者	園長 澤田 昌志						
開設年月日	2021(令和 3)年 4 月 1 日						
利 用 定 員	年齢・区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	1 号	—	—	—	5 人	5 人	5 人
	2 号・3 号	3 人	8 人	12 人	15 人	16 人	16 人
	合計	3 人	8 人	12 人	20 人	21 人	21 人

3. 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎と位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長を支え、心身の発達を促すとともに、保護者の子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を築き、園児が自ら安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 子どもたちが、落ち着いた楽しい雰囲気の中で生き生きと遊びを楽しみ、社会性を育む幼児教育・保育を提供できるよう努めます。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4889.17 m ²
	園庭	1832.17 m ²
園舎	構造	木造
	延べ面積	798.33 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	5室	ぺんぎん組(2歳児クラス)・りす組(3歳児クラス)・きりん組(4歳児クラス)・らいおん組(5歳児クラス)について各1室、他1室
遊戯室	1室	ホール・ランチルームとしても使います
調理室	1室	

5. 職員の設置状況

職種	員数
園長	1
副園長	1
主幹保育教諭	2
保育教諭	27
保育士	1
保育補助	3
栄養士	1

6. 幼児教育・保育を提供する日

認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。認定区分は、市区町村が申請書に基づき審査し認定するものになります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする事由に該当しない児童	土曜日、日曜日、祝祭日、休日 夏期休暇 7月21日～8月31日 冬期休暇 12月24日～1月7日 春期休暇 3月26日～4月6日 (※注)
2号認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする事由に該当する児童	日曜日、祝祭日、休日 年末年始
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする事由に該当する児童	12月29日～1月3日

(※注) 夏・冬・春の長期休暇中に保育が必要な場合は、一時預かりを利用することもできます。別途料金が必要です。ご利用の際は前もって御相談ください。

7. 幼児教育・保育を提供する時間

認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	法定の教育・保育時間	当園での保育時間・教育時間
1号認定	教育標準時間 (概ね4時間程度)	8:30～14:30
2号認定・	保育標準時間認定 (最大11時間)	7:00～18:00
3号認定	保育短時間認定 (最大8時間)	8:30～16:30

- ・ 1号認定子どもについては、7:00～8:30 および 14:30～19:00 まの間に、預かり保育・延長保育を利用できます。別途料金が必要です。
- ・ 2号認定子ども・3号認定子どもについては、7:00～19:00 の時間帯で保育時間外にやむを得ず保育が必要な場合、延長保育を利用できます。別途料金が必要です。
- ・ 最終登園時刻は9:00です。やむを得ない場合を除き、できるだけ9:00までに登園をお願いします。9:00を過ぎそうでしたら、お電話でお知らせ下さい。

8. 提供する幼児教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 幼児教育・保育のねらい

当園では、自然豊かな園庭環境で遊ぶことにより、体力とともに自然に対する興味・関心を育てています。また、毎日音楽に合わせた運動遊びを行う事で体の隅々まで動かし、バランスのとれた運動能力の発達を目指しています。

知的発達を促すあそび環境を充実させ、子どもたちが主体的・意欲的に遊ぶことを目指しています。

食育活動として畑作りや米作り、食材調べなどを行っており、よく食べよく遊ぶ子どもを目標としています。また、異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶことで社会性や基本的な生活習慣を身につけていきます。

(3) 送迎

原則として保護者が送迎します。やむを得ず保護者が送迎できない場合は、事前にお知らせ頂いた送迎者に引き渡しますので、ご相談下さい。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。給食・おやつの献立は、献立表で毎月お知らせします。

食物アレルギーがある場合は、医師の診断に基づき食材の除去対応等を行いますので、必ずお知らせ下さい。

年齢	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9:30頃	11:15頃	14:45頃

1 歳児	9:30 頃	11:15 頃	14:45 頃
2 歳児	9:45 頃	11:30 頃	15:00 頃
3 歳児		11:45 頃	15:00 頃
4 歳児		11:45 頃	15:00 頃
5 歳児		11:45 頃	15:00 頃

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。月の途中で退園でも保育料の日割りは行いません。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10. 利用契約の終了に関する事項

以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) 保護者から退園の申出があったとき
- (4) 利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合
- (5) 保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合
- (6) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約・委嘱契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	寺嶋内科小児科
医 院 長 名	畑 洋子
所 在 地	四日市市小林町 3008 番地
電 話 番 号	059-321-3027

(2) 歯科

医療機関の名称	よした歯科
医 院 長 名	吉田 俊
所 在 地	四日市市小林町 926 番地 7
電 話 番 号	059-321-1355

(3) 学校薬剤師

薬局の名称	近藤団地薬局
薬 剤 師 名	近藤 正弥
所 在 地	四日市市高花平 3 丁目 1-62
電 話 番 号	059-321-1205

12. 緊急時の対応

園児の病状が急変した、園児が大けがをしたなどの緊急時には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 小林 由美子 ・ご利用時間 8:30～17:00 ・電話番号 059-321-0526 ・FAX 059-322-3352 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	大久保 猛 監事 江藤 明美 監事

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画・安全計画・BCP等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

15. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

区分	金額	支払を受ける時期
給食食材費（1号認定・2号認定）	月額 5,600 円 ただし、1号認定の4月・7月・8月・12月・1月・3月は、出席日数で日割り計算する。 (ただし在住の市町等より給食食材費に関する補助金等の支給がある場合、当該額を差し引いた額とする。令和6年度四日市市の補助額は月額1,100円。)	PayPay 等対面キャッシュレス払いの場合 翌月15日まで (ただし、らいおん組3月分は最終登園日まで) 口座振替払いの場合 翌月26日 (金融機関の指定する口座振替日)
遠足代	遠足の行き先に応じて定める額を徴収する場合がある 但し、要保護家庭については園が負担する。	
保育用品代	年齢及び購入物品等に応じる額 各年齢一式で揃えた場合、170円～4,620円	
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度にかかる利用者負担金	240円	PayPay 等対面キャッシュレス払いの場合 6月15日まで 口座振替払いの場合 6月26日 (金融機関の指定する口座振替日)

2 該当者（利用者）のみ対象となる延長保育・長期休暇時一時預かり

- ・ 1号認定(1号認定・新2号認定)の預かり保育料は、月額 11,300 円を上限とし、また、2号・3号認定の延長保育料は月額 5,000 円を上限とします。
- ・ 弟妹の預かり保育料・延長保育料は、上記表の半額とします。
- ・ 閉所時刻後残留の 1,000 円については上限外とし、また、弟妹半額規定の対象外とします。
- ・ 1号認定(新2号認定)の場合、実際の利用金額、450 円×月間利用日数、月 11,300 円のうちの最小額が、施設等利用費償還払いとして、申請後、市より保護者に給付されます。
- ・ 費用の支払を受けた場合の領収書は、口座振替払の場合は通帳取引明細を、PayPay 払いの場合は支払明細を持って代えさせていただきます。別途領収書が必要な方については、請求をいただき次第、交付いたします。

平日	1号認定		2号認定・3号認定		
	1号認定	新2号認定	短時間	標準時間	
7:00～8:30	500 円/回	500 円/回	500 円/回	時間内	
8:30～14:30	時間内	時間内	時間内		
14:30～16:30	450 円/回	450 円/回			
16:30～18:00	500 円/回	500 円/回	500 円/回		
18:00～19:00					
19:00～	1,000 円/回	1,000 円/回	1,000 円/回	1,000 円/回	※閉園時刻後残留

土曜日	1号認定		2号認定・3号認定		
	1号認定	新2号認定	短時間	標準時間	
7:00～8:30	/	500 円/回	500 円/回	時間内	
8:30～14:30		450 円/回	時間内		
14:30～16:30					
16:30～18:00		500 円/回	500 円/回		
18:00～		1,000 円/回	1,000 円/回		

長期休暇 (春・夏・冬休み)	1号認定		2号認定・3号認定
	1号認定	新2号認定	
7:00~8:30	500円/回	500円/回	※閉園時刻後残留
8:30~14:30	450円/回	450円/回	
14:30~16:30	450円/回		
16:30~18:00	500円/回	500円/回	
18:00~19:00			
19:00~	1,000円/回	1,000円/回	